賃貸管理業を行う上で必要な法令内容!!

主催 〇公益社団法人 全日本不動産協会

賃貸管理法律講習のご案内

賃貸管理業を行う上で特に知っておくべき法令部分、民放改正で大き く影響を受ける法令部分、賃貸管理業で知識として知っておくべき法 令部分の内容です。(賃貸管理講習 第3部)

【日時・会場・定員】

日時:平成30年12月19日(水)13時~16時20分(受付開始 12時30分~)

会場:全日広島会館 3階 大会議室

広島市中区富士見町11-4 宝町北バス停下車徒歩1分・富士見町バス停下車徒歩6分 ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

定員:30名(定員になり次第締め切らせていただきます)

■受講資格・・・制限なし(どなたでも受講できます) ■受講料・・・無料 ■受講方法・・・講習動画視聴

第1章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き(第1章 98分 第2章 28分 第3章 53分)

内容:暴力団排除条例等、原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版) 賃貸住宅標準契約書(改訂版)、敷引特約を有効とした最高裁判決 更新料特約を有効とした最高裁判決、定期借家契約の事前説明書面に係る最高裁判決 民法改正~摘出でない子の相続分

第2章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き

内容:民法(債権法)改正の経緯等、主な改正点~連帯保証について、主な改正点~修繕について

第3章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き

内容:消防法の一部改正、犯罪による収益の移転防止に関する知識(犯罪収益移転防止法)の一部改正 消費者契約法の一部改正、借地借家法の一部改正

高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)の一部改正

賃貸住宅管理業者登録制度

ふりがな		
氏 名	会社名	
受講票送付先	電話番号	
FAX 番号	电印管力	

※受講票の郵送をご希望の場合 (FAXによる受講票送信を希望しない場合のみご記入ください。)

住 所 〒

お申し込みを通じていただいた個人情報につきましては、本講習にかかる必要書類の送付及び申込者管理の範囲内に おいてのみ利用し、適正に管理いたします。

受講票を FAX(希望者には郵送)にて送付いたします。一週間前になっても受講票が届かない場合は下記に問合せ下さい。

お 申 し 込 み 先 / FAX: 0 8 2 - 2 4 1 - 8 1 2 4

お問い合わせ 公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 TEL: 082-241-7696

